

第 8 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和5年11月10日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第8回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月10日（金） 午前9時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （11名）

1 番	2 番
3 番	4 番
5 番	6 番
7 番	10 番
11 番	12 番
13 番	

4 欠席委員 （2名）

8 番	9 番
-----	-----

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第 8 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 非農地証明申請について

議案第37号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第38号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長	主 幹
------	-----

副主幹	主 任
-----	-----

7 議事録署名委員 7 番

10 番

8 会議の概要

事務局長	それでは、定刻より若干時間早いですけれども、皆様おそろいでございますので、これより始めさせていただきます。修礼をしますので、皆様、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。
------	---

会 長 事 務 局 長	委員１３名中、出席１１名でございます。欠席委員は、８番の委員、９番の委員であります。なお、８番の委員は欠席のため、現地確認を行った２２番の推進委員に出席していただいております。したがって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第８回総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここからは鹿角市農業委員会規則第１１条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承願いたいと思います。
議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） ご異議ないようですので、私から指名いたします。 ７番の委員、そして１０番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹、主任を指名いたします。どうかよろしくお願いします。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、最初に、報告第８号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の２ページをお開きください。 報告第８号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 ３ページをお開きください。 第１８条第６項 【受付番号９０番と９１番を議案書を基に説明】 以上です。 説明が終わりましたけれども、ご質問等ありましたら、ご発言願います。よろしいですか。 （「なし」の声） それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） そのように承認します。
議 長	次に、議案第３３号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明

事 務 局	を求めます。 議案の４ページをお開きください。 議案第３３号 農地法第３条の規定による許可申請について。 農地法第３条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 ５ページをお開きください。 第３条 【受付番号２５番から２７番を議案書を基に説明】 以上です。
議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より何か補足があればご発言をいただきたいと思います。
委 員	まず、７番の委員はどうですか。 ２７番の〇〇〇の件ですけれども、譲受人が農作業をしているのを私も確認しているため、問題ないです。
議 長	それでは、もう一方、委員はどうですか。
委 員	委員と一緒に行っていましたが、しっかりと耕起されており、大丈夫だと思います。
議 長	ご苦労さまでした。 それから、本日は欠席ですけれども、委員と一緒に現地調査を行ってくれました推進委員に今日は来ていただいております。どうか補足があれば、ご発言をいただきたいと思います。推進委員、どうですか。
推 進 委 員	委員と２人で現地を確認しました。畑については、どちらも営農されておりますし、支障のないと確認をしてみました。
議 長	以上でございます。 ご苦労さまでした。 ほかの委員より何か聞きたい点ございましたら、ご発言をいただきたいと思います。何かございませんか。
委 員	一応確認ですが、この２５番、２６番、たまたま面積が同じですが、これはやはり合わせたという考え方で。
事 務 局	元々大きい土地でしたが、形がいびつであったため、分筆し、形を整えるため土地を交換するという事で、同じような面積になっております。
議 長	ほかには何か、お聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは次に、議案第３４号 農地法第４条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事 務 局	議案の 6 ページをお開きください。 議案第 3 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。 農地法第 4 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 7 ページをお開きください。 第 4 条 【受付番号 7 番を議案書を基に説明】 以上です。
議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。
委 員	この案件は、申請地そのものが、住宅地の中にある農地で、農業を営むには狭過ぎるため、別にそこを地目変更しても、特段周りに影響があるところではないということで確認してきました。
議 長	以上です。
委 員 一 同	どうもご苦労さまです。
議 長	ほかの委員より何かご質問があれば発言願います。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 8 ページをご覧ください。 議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。 農地法第 5 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 9 ページをお開きください。 第 5 条 【受付番号 2 2 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があれば、ご発言をいただきたいと思います。7 番の委員どうですか。
委 員	2 2 番の案件ですが、位置図のほうにあります土地利用計画図の中の三角のところの畑ということで確認しましたが、草刈り等はしてありました。

議 委 員	長	ただ、面積的にも耕作、何を植えるにも中途半端な土地であって、下のほうの宅地化なっているところと合わせると、資材置場として利用したほうが良いと考えており、申請は妥当だと思います。
議 長	長	それから、もう一方、委員はどうですか。
		見てまいりましたけれども、やはり極小地で、営農するには不向きなところなので今回の転用は妥当だと思います。
		ありがとうございました。
		それでは、ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同		(「なし」の声)
議 長		それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(「異議なし」の声)
議 長		そのように決定します。
議 事 務 局	長	それでは、引き続いて審議に入ります。 次に、議案第３６号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。 議案の１０ページをお開きください。 議案第３６号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 １１ページをお開きください。 非農地証明 【受付番号９番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
議 委 員	長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちらも現地調査に行った委員より補足があれば、ご発言いただきたいと思います。
		ここの場所は、自動車道の側道側に面した土地です。(「上」の声あり)
		そして、周りが１段高くなっていて、この場所だけくぼ地になっているというようなところで、日当たりも悪い。そして、もう３０年、４０年になっているような立木があつて、もう山林化しております。周りはいまだ一段高く山林化していますので、特段農地として活用しなくても、周囲には全然影響のない場所だということで確認してまいりました。
議 長	長	ご苦労さまでした。
		ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同		(「なし」の声)
議 長		それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(「異議なし」の声)
議 長		そのように決定します。

議 長	それでは、次に、議案第 37 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。 議案の 12 ページをお開きください。 議案第 37 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 13 ページをお開きください。 利用権設定 【受付番号 387 番から 394 を議案書を基に説明】 説明は以上です。
事 務 局	
議 長	事務局の説明が終わりましたけれども、ご審議いただきたいと思います。 何かご質問ございましたら、ご発言願います。
委 員	392 番ですけれども、〇〇〇〇という受ける方は、牧草を作付けする予定ですか。
事 務 局	借受人は酪農を営んでおり、自己所有の牛に供給するための牧草を作付けする予定です。
議 長	ほかには何か、お聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	（「なし」の声）
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	（「異議なし」の声）
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 16 ページをお開きください。 議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 17 ページをお開きください。 【受付番号 6 番と 7 番を議案書を基に説明】 以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたけれども、ご審議いただきたいと思います。 何かご質問ございましたら、ご発言願います。
委 員 一 同	（「なし」の声）

議	長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(「異議なし」の声)
議	長	そのように決定します。
		以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。